

～横瀬町浄化槽設置管理事業に関するQ & A～

<今までに、町民の皆様から寄せられたご質問にお答えいたします。>

～人槽の決め方～

Q 浄化槽の人槽はどのように決定されるのですか？

現在4人で生活しているのですが5人槽以外の浄化槽を設置することはできるのですか？

A 人槽は、原則的には、住宅の床面積、二世帯住宅などにより人槽を決定しますが、実際に住む世帯員数も考慮して決定します。

将来、家族が増えるかもしれないから大きな浄化槽を入れたい、二人暮らしになるから小さな浄化槽にしておきたいなどの要望がある場合は事前協議の際にご相談ください。

～排水～

Q 浄化槽で処理した水はどこに流すのですか？

処理した水を放流することで環境に影響はないのですか？

A 処理した水は、ご自宅付近の道路側溝や河川に放流します。

浄化槽からどこへ放流するかについては、事前協議や現場調査の際に検討します。

放流先によっては、県や町、土地所有者の方に許可を取る必要があります。

当事業で町が設置する浄化槽は、合併処理浄化槽の中でも高度処理型という従来の浄化槽よりも水をよりきれいにして放流しますので道路側溝や河川に放流しても環境にほとんど影響がありません。

また、浄化槽の位置が低くて自然放流できない、長距離の排水路整備が必要な場合は、生活排水路・放流ポンプ整備費補助金制度を活用することができます。

～単独処理浄化槽～

Q 1 単独処理浄化槽を引き続き使用する事もできるのですか？

A 1 平成13年より浄化槽法の内容が改正され、単独処理浄化槽の新設は原則禁止となりました。同時に、単独処理浄化槽の利用者は合併処理浄化槽への転換に努めることになりました。

転換の場合は、排水設備の配管費、単独処理浄化槽またはくみ取り便槽の撤去に係る処分費への補助金制度も活用できます。

この機会に、当事業を活用して合併処理浄化槽への転換をご検討ください。

Q 2 現在単独処理浄化槽を使用していますが、必ず合併処理浄化槽に転換しなければならないのですか？

A 2 当事業は、浄化槽の転換を強制するものではありません。

しかし、平成13年より単独処理浄化槽の利用者は合併処理浄化槽への転換に努めるようになっていきます。

転換に関しては、配管工事や既設浄化槽の処分費に補助金制度があります。

転換することで放流する水もきれいになり、横瀬川の水質保全にもつながりますので、この機会に、当事業を活用して合併処理浄化槽への転換をご検討ください。

～設置負担金～

Q 秩父市や小鹿野町などでは、浄化槽を設置する際に10万円ぐらいの設置負担金が必要と聞きましたが、横瀬町はいくらでしょうか？

A 設置負担金は、ありません。

本来、設置工事費の1/10程度の設置負担金をお願いするところですが、当町の浄化槽設置管理事業の場合は、これをいたしません。

ですので、当事業を活用した場合、低コストで合併処理浄化槽を設置することが可能です。また、単独処理浄化槽やくみ取り便槽の場合は、配管費や処分費について補助金制度を利用することができます。

～設置工事～

Q 浄化槽の設置工事について自己負担となるのはどの部分ですか？

A 町は浄化槽本体の設置工事を行います。

皆さまには、次の4つの費用を自己負担していただきます。

- ①家屋から浄化槽までの配管工事費及び浄化槽から放流先までの配管工事費用
 - ②駐車場仕様にするなど特殊な工事が必要な場合の工事費用
 - ③浄化槽の設置予定場所にある支障物の撤去、移設、復旧費用
 - ④既設単独浄化槽、くみ取り便槽の転換に係る処分費用
- ※転換の場合は、①、④について補助金制度を利用することができます。

～既設浄化槽の帰属～

Q 1 既に個人で設置した合併浄化槽は、必ず帰属しなければいけないのですか？

A 1 帰属を強制するものではありません。あくまで町民の皆さまの選択です。

帰属していただき、使用料を毎月お支払いいただくことで、保守点検、清掃、法定検査、修繕を町が行うことになり、使用者の方の負担が軽減されますので、ご検討ください。

Q 2 「帰属」を受けられる浄化槽はどのような浄化槽ですか？

A 2 帰属を受けるには以下のような条件を満たしている必要があります。

- ①合併処理浄化槽であること
- ②過去1年間で保守点検や清掃を適切に行っていること
- ③過去1年間で法定検査を受検していること
- ④正常に機能していること

条件を満たしているのかについては、書類検査と現地で浄化槽の状態を確認します。

Q 3 「帰属」を希望する場合にどのような手続きが必要ですか？

A 3 帰属できる浄化槽は次の条件を満たしている必要があります。

- ①合併処理浄化槽であること
- ②過去1年間において保守点検や清掃を適切に行っていること
- ③過去1年間において法定検査を受検していること
- ④正常に機能していること

申請時に書類検査と現地調査を実施します。

その際、保守点検、清掃、法定検査の書類等が必要となります。

帰属を希望する場合は、現在、契約中の保守点検業者との契約が更新される3ヶ月前までに申請書を提出してください。

申請時に、現在契約中の保守点検契約を解除していただく必要があります。

契約の解除については、事前に申請者が手続きを行ってください。

帰属後は人槽に応じた使用料を毎月納めていただき、町が維持管理、清掃、法定検査、修繕を行います。

詳しくは、ホームページ上の「帰属の手続き」をご覧ください。

～浄化槽使用料～

Q 浄化槽使用料には、何が含まれているのですか？

A 使用料には、浄化槽設置費用(新設・転換のみ)、保守点検料、清掃費用(汚泥のくみ取り)、法定検査受検料、修繕費が含まれています。

～故障・修理～

Q この事業で新設・転換した浄化槽や町へ帰属した浄化槽が故障した場合、修理はどのようになるのですか？

A 町が修理を行います。

ただし、使用者の過失等により修理・部品交換等が必要となった場合は、使用者の方に費用負担していただく場合がございます。

～合併処理浄化槽の入替え～

Q 合併処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の場合（5人槽を7人槽に入れ替える等）はどのようなになるのですか？

A 既設の浄化槽は、申請者の負担で撤去していただき、その後に町が新たに浄化槽の設置工事を行います。

この場合は「新設」となりますので、転換の場合の処分費や配管費に関する補助金の対象にはなりませんのでご注意ください。

また、月額使用料については「新設・転換」の区分が適用されます。